

# 外食業の皆さまへ



## 米トレーサビリティ制度 ※ について

### 米トレーサビリティ制度 の目的

- 生産から販売・提供までの各段階を通じ、米・米加工品の移動をわかるようにすることです。
- 問題が発生した場合などに流通ルートをややくに特定でき、事業者にとっても、コストをかけずに混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

※ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

### ☑ 伝票を受領

「お米」を入荷した際には、玄米、精米に限らず加工米飯や冷凍米飯等を入荷した場合でも、伝票等（納品書、請求書、領収書）を受領してください。または取引記録（仕入・搬入の記録）を作成してください。

### ☑ 3年間保存

受領した伝票や作成した記録等は3年間保存してください。

### ☑ 産地を伝達

「ご飯」（白米に限らずオムライス、炒飯、カツ丼等）を提供する際には、「お米の産地」を消費者へ伝えてください。

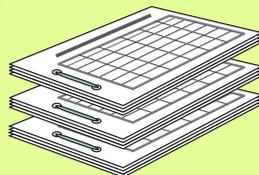
生産者



米穀店



入荷  
伝票を受領



保存（3年間）



産地情報の  
伝達



外食業の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取り組みを行わなければならないことになっています。

島根県

詳細は裏面へ

## 取引等の記録の作成・保存 <平成22年10月1日施行>

### 伝票等についての確認事項

（実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。）

### 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 精米・玄米・雑穀ブレンド米 等
- 米粉等の中間原材料
- 米飯等(ご飯、冷凍ご飯、包装米飯 等)
- 清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりん、もち、だんご、米菓 等

### 伝票の内容の確認

- 品名 (取引において通常用いている名称)
- 産地(注1~2) (「国産」「島根県産」「松江市産」等)
- 数量 (取引において通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日(困難な場合は、受発注日等))
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)

生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

## 一般消費者への産地情報の伝達 <平成23年7月1日施行>

### 【個別メニューごとの表記例】

#### MENU

- オムライス(アメリカ産米)・・・680円
- カレーライス(国産米)・・・680円
- カツカレー(国産米)・・・680円
- ハヤシライス(国産米)・・・680円
- 海老グラタン・・・880円
- 海老ドリア(アメリカ産米)・・・880円
- チキンドリア(アメリカ産米)880円
- 定食メニュー(国産米使用)
- チキンカツ定食・・・800円
- トンカツ定食・・・900円
- ヒレカツ定食・・・980円
- 海老フライ定食・・・900円

メニューによって米穀の産地が異なる場合

### 【メニュー冊子に表記する例】

#### MENU

- オムライス・・・680円
- カレーライス(サラダ付き)・・・680円
- カツカレー(サラダ付き)・・・880円
- ハヤシライス(サラダ付き)・・・680円
- 海老グラタン・・・880円
- 海老ドリア・・・880円
- チキンドリア・・・880円
- 定食メニュー
- チキンカツ定食・・・800円
- トンカツ定食・・・900円
- ヒレカツ定食・・・980円
- 海老フライ定食・・・900円

当店で使用しているお米は、全て、島根県産米です。



### 【店内掲示の例】



国産、国内産、都道府県名又は代表的な地名でも可

(その他)

- ・ 店入口の立て看板、店内配布チラシ、ショップカード等でも可

消費者に正しく産地を伝達する観点から、

一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には…

勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

(注1) 産地の記載については、取引先の業者により伝達された産地情報に基づいて記録してください。

(注2) 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要です。

お問い合わせ先

島根県農林水産部農畜産課  
中国四国農政局島根県拠点

TEL:0852(22)5138  
TEL:0852(24)7456

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL [https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome\\_toresa/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/)

米トレーサビリティ法

2020.8

